

川口の農業だより

平成27年12月 No. 83

第24回緑と大地の豊年まつり開催



11月7日(土)、11月8日(日)に川口市農家組合連絡協議会主催の第24回緑と大地の豊年まつりが植物取引センター及び川口緑化センター(樹里安)で開催され、市内外から14,000人を超える方々が来場されました。

会場では新鮮野菜の直売、花植木の展示即売、秋の味覚コーナー、イベントステージ、豊年ラッキー抽選会等が行われました。新鮮野菜の直売は朝から行列をつくり、豊年ラッキー抽選会では米30kgや自転車が当たるなど、大盛況のうちに終了しました。



編集
発行

川口市農業委員会

川口市青木2-1-1 電話 048-258-7922 (直通)
市ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp>
e-mail 280.01000@city.kawaguchi.lg.jp

農地情報の公開が始まりました

平成27年4月の農地法改正により、全国の農地情報がインターネットで公開されています。全国農業会議所が公開している「全国農地ナビ」にて、全国の農地情報を閲覧できます。

全国農地ナビ <https://www.alis-ac.jp/>

公開されている情報は

・農地の位置 ・面積 ・所有者の土地利用の意向 等です。

利用権設定による農地の貸借について

農地を貸したい方と、経営規模の拡大を図りたいという農業者との間で、農地の貸借などの権利を設定し、農地の有効利用と農業振興を図ることを目的としています。農地の貸し借りをするには農地法第3条の許可が必要でしたが、利用権設定等促進事業を利用することにより、農地法第3条の許可は不要となりました。利用できるのは市街化調整区域のみとなります。

メリットとして、解除に当たって期間が満了すれば手続き不要であること、離作料が不要であること、農地法第3条の要件のうち5,000㎡以上耕作等の一部要件等がないことがあります。

なお、相続税納税猶予に関する特例もありますので、農業委員会ホームページをご覧ください。

農業者年金に加入しましょう

あなたの老後の備えは万全ですか？

老後の生活費は考える以上にお金がかかるものです。

国民年金の上乗せ年金として、農業者年金でサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。

☆ 年金額が加入者・受給者数に左右されない積立方式のため、少子高齢化時代に強い年金です

☆ 保険料の額は月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に決められます

☆ 80歳までの保証がついた終身年金です

☆ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります

☆ 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の農業者の方なら、誰でも加入できます

☆ 農業の担い手には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしているなどの条件を満たすことにより、月額最高1万円の保険料補助が受けられます

加入の申込みやご相談は最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金
企画調整室 03-3502-3942
ホームページ <http://www.nounen.go.jp>

農業近代化資金・農業施設設置助成について

農業近代化資金

農業経営の改善を目的として、施設の建築、農機具の取得等のため県制度農業近代化資金や市制度農業資金を利用する場合に、低利子で融資を受けられるものです。

資金名	対象者	融資限度額	利子補給率
(県制度) 農業近代化資金	市内に住所を有する認定農業者等	対象事業費の100%以内 個人：1,800万円 法人：2億円	2.25%以内 (県1.25%+市1.00%)
(市制度) 農業資金	市内に住所を有する農業者等	対象事業費の80%以内 個人：1,800万円 法人：1,800万円	1%以内 (市1.00%)
資金の種類	施設の建築等、農機具の取得等、花き・花木等の植栽または育成、農業経営の改善、農地等の改良、農地等の取得		

農業施設設置助成

農業施設を設置し、農業経営の改善・近代化を図り、集約的で付加価値の高い農業を推進するために、事業費の一部を助成するものです。

◇対象者

市内に住所を有する農業者等で、農業近代化資金の内(市制度)農業資金の融資を受ける者

◇助成額

事業種目に要する経費の15%以内で、限度額は300万円以内

◇対象事業

耐用年数が5年以上の施設で新築、新品、新設の施設設置事業
※既存施設の増改築等は、対象外です。

◇事業種目

農産物育成管理用施設、かん水施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農産物集出荷施設、農業生産公害防止等用施設



お問い合わせ先
農政課農業振興係
048-259-7249
JAあゆみ野
048-290-2345
JA川口市
048-287-5522

市民農園を開設しませんか

都市住民が土とふれあうなど、憩いやレクリエーションの場としての市民農園に対するニーズが高まっており、川口市でも市民農園は年々増加しています。地方公共団体や農業協同組合だけでなく、農地の所有者個人でも手続きを行うことで市民農園の開設は可能です。開設を希望される方は農業委員会にご相談下さい。

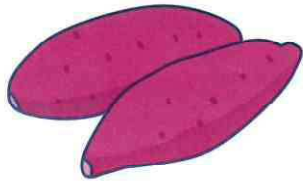
なお、既に市民農園を開設しているかたで、手続きを行っていないかたは、すみやかに農業委員会にご相談ください。

お問い合わせ先… 農業委員会事務局 電話 048-258-7922

「サツマイモ」収穫体験の開催

10月18日(日)に川口農業塾圃場において、親子で参加する「サツマイモ」の収穫体験が行われました。地域農業に関心を持つきっかけとなるように、平成26年度から継続している体験型イベントです。

21家族が参加し、好評のうちに終了しました。



生産緑地制度について

(1) 新規地区指定について

都市化の進展や農業を取り巻く環境の変化に伴い、市街化区域内の緑は年々減少を続けており、都市農地の持つ公害・災害防止及び景観形成の機能などは、その役割がますます重要になっております。川口市では、平成19年度より「市街化区域内に残る優良な農地の永続的な確保」と「都市における計画的な緑地の保全」を図るため、生産緑地地区の新規地区の指定を行っておりますが、平成28年度もその申請受付を1月から6月の間で行う予定ですので、お知らせいたします。なお、指定要件等の詳細については、下記みどり課までお問い合わせください。

(2) 農地の管理義務について

生産緑地地区に指定されると、固定資産税の農地課税や相続税の納税猶予などの優遇措置が受けられる一方、長期(30年間)にわたり農地として適正に管理することが義務付けられます。

(3) お願い

生産緑地制度の趣旨にもとづいて、引き続き周辺地域の環境に配慮し、農地の適正な利用・管理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、相続等により、主な農業従事者がいなくなった場合は、特例的に生産緑地の解除の手続きができますが、相当期間が経過すると解除ができなくなりますので、ご注意ください。

参考：指定地区数510地区、面積132.09ha
(平成27年11月12日現在)

お問い合わせ先
みどり課保全係 048-242-6335 (直通)

リサイクル適性[®]A

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

[古紙配合率80%の再生紙を使用しています]